

みんなで支える明日へのあんしん

# にいかわ介護 vol. 26

発行：新川地域介護保険組合  
〒938-0036 富山県黒部市北新199 TEL(0765)57-3303 FAX(0765)57-3305  
URL：http://www.niikawakaigo.jp E-mail：info@niikawakaigo.jp

2015.4

## 新しい施設・事業所がOPENしました!!

<sup>きらくえん</sup>  
「地域密着型特別養護老人ホーム喜楽苑」  
平成27年4月開設



入善町舟見1108

<sup>かがやき</sup>  
「けんせいきょう輝くろべ」  
小規模多機能型居宅介護 平成27年3月開設  
認知症対応型通所介護 平成27年4月開設



黒部市牧野750-1

<sup>ぬくもり</sup>  
「グループホーム温森」  
平成27年4月開設



入善町入膳4199-6

<sup>はな</sup>  
「共生型グループホーム華のれん」  
平成27年4月開設



入善町入膳4716-5

<sup>ゆうゆう</sup>  
「居宅介護支援センター優悠」  
黒部市田家新738-1 平成27年3月開設

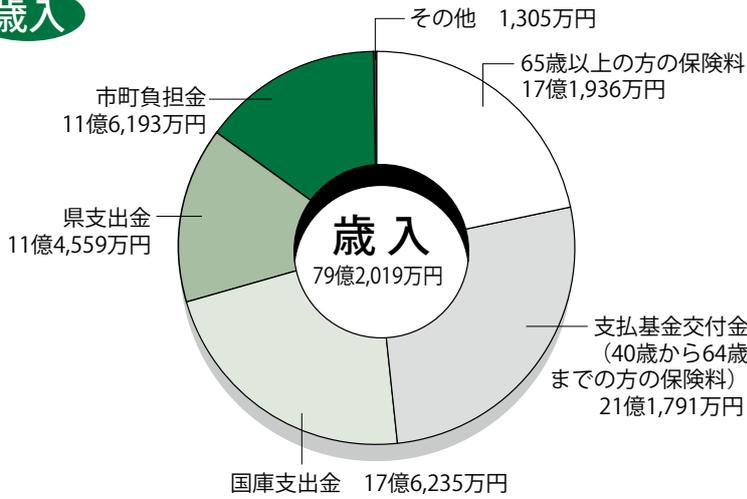
「黒部市東部地域包括支援センター」平成27年4月開設  
黒部市宇奈月町浦山2111 宇奈月老人福祉センター内

### 本紙の主な内容

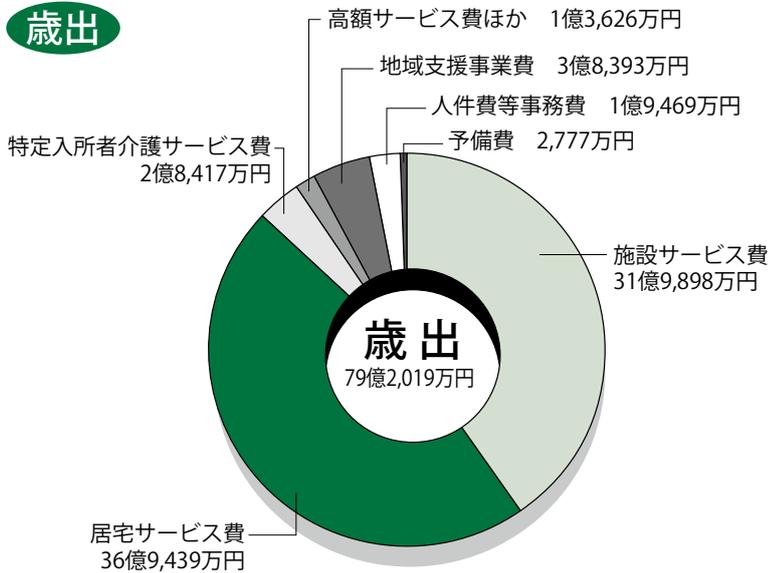
- ・新川地域介護保険組合の平成27年度予算について
- ・介護保険制度改正のお知らせ
- ・介護保険料について
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度のご案内

# 平成27年度 新川地域介護保険組合予算概要

## 歳入



## 歳出



# 平成27年度予算について

平成27年度の予算総額は、79億2,019万円で、前年度当初予算と比べ1億561万円、1.3%の減少となりました。減少の要因としては、介護報酬の引き下げの影響等が主なものとなっております。

本年度は、第6期事業計画の初年度となります。平成27年度から平成29年度を期間とするこの計画は、第5期までの基本方針を受け継ぎながら、急速に進む高齢化に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きとした生活を継続できるよう、「介護」「介護予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進めることを目指し策定されたものです。

とりわけ、「介護予防」を推進するため、健全な財政を堅持しつつ、地域支援事業（総合事業）を充実させ、地域の特性や高齢者の状態に応じた適切な事業を展開してまいります。

## 歳入

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、17億1,936万円で、前年度当初予算と比較して、17.4%の増となっております。また、支払基金交付金として交付される40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料は、前年度と比べ約1億2,570万円、率で5.6%の減となっております。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上しています。

## 歳出

介護給付費は、歳出予算の92.4%を占め、前年度と比べ約3億2千万円、率で4.2%の減となっております。このうち介護サービス費は、約1億3千万円の減、率で1.9%の減となり、介護予防サービス費は、約1億9千6百万円の減、率で42.3%の減となっております。

地域支援事業費は、前年度と比べ約1億7千9百万円、率で87.0%の増となっております。これは、介護予防サービスから、訪問介護と通所介護が順次移行する予定となっているためです。

## 平成27年度介護保険制度改正のお知らせ

### 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）がスタート 平成27年4月から

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」以外のサービスは引き続き介護予防サービスとして利用でき、「介護予防・日常生活支援総合事業」のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判断だけで利用が可能です。サービス利用のご相談は、市役所・町役場の窓口、地域包括支援センターへお願いします。

### 介護老人福祉施設の新規入居者を原則要介護3以上に 平成27年4月から

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規に入所できるのは、原則要介護3以上の方になります。現在入所している方、入所後に要介護度が改善された場合は引き続き入所できます。また、要介護1・2でも定められた条件を満たせば入所が認められることがあります。

### 一定以上の所得がある方は利用者負担が2割に 平成27年8月から

一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者〔65歳以上の方〕の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がある方は、利用者負担が1割から2割になります。利用者の負担額には、1か月の上限額（高額介護サービス費）がありますので、自己負担が1割から2割になった全員の負担が2倍になるわけではありません。

要支援・要介護認定を受けた方及び総合事業対象者全員に、利用者負担の割合（1割か2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

### 高額介護サービス費の上限額を引き上げ 平成27年8月から

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に現役並み所得者を新設します。

自己負担の限度額（月額）平成27年7月まで

所得区分		限度額
一般（住民税課税世帯）		3万7,200円
住民税非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	2万4,600円
	・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4,600円（世帯）
		1万5,000円（個人）
生活保護受給者の方等		1万5,000円

自己負担の限度額（月額）平成27年8月から

所得区分		限度額
現役並み所得者※		4万4,000円
一般（住民税課税世帯）		3万7,200円

※同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、2人以上世帯で収入の合計が520万円未満の場合は住民税課税の方と同様の限度額になります。

### 70歳未満の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額変更 平成27年8月から

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担が一定の限度額を超えた時に支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が70歳未満の方のみ変更されます。（計算期間は8月～翌年7月の12か月間）

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

所得区分		限度額（平成26年7月まで）	基準総所得額※2	所得区分		限度額（平成27年8月から※1）
上位所得者		126万円		901万円超 600万円超～901万円以下 210万円超～600万円以下 210万円以下	901万円超	
一般		67万円	600万円超～901万円以下			141万円（135万円）
住民税非課税世帯		34万円	210万円超～600万円以下			67万円（67万円）
			210万円以下			60万円（63万円）
			住民税非課税世帯		34万円（34万円）	

- ※1 平成26年8月～平成27年7月の限度額は経過措置として（ ）内の金額になります。  
 ※2 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円

### 低所得の施設利用者の食費・居住費への補助要件を変更 平成27年8月から

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
  - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
- ①②のいずれかに該当する場合、補助の対象とはなりません。

## 平成27年度から平成29年度までの介護保険料が決まりました

### ■主な改正事項

- 介護保険料基準額を5,600円に改定
- 所得段階を11段階に改定
- 低所得者に対するの公費負担による軽減の実施

※詳細については、同時に配布されます第6期新川地域介護保険組合介護保険事業計画【概要版】をご覧ください。

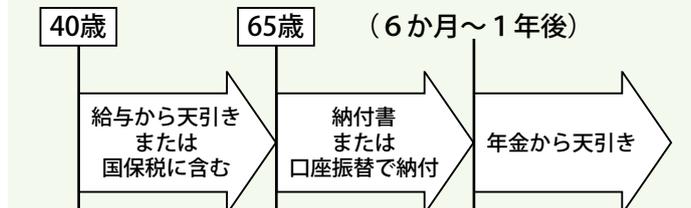
### ■保険料は、年額で賦課されます

保険料は前年の所得等により算定し、7月に賦課決定通知します。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

### ■介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料は、原則年金からの天引きとなります。しかし、65歳になられてすぐに天引きとなるわけではなく、天引き開始まで約6か月～1年かかります。天引きが開始されるまでの間は、納付書または口座振替により納めて頂く必要があります。保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

「年金からの天引き」のことを特別徴収、「納付書または口座振替」のことを普通徴収と言います。保険料のご案内の際は、上記の表現により記載されます。



### ■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

## 介護福祉士等修学資金貸付制度のご案内

これから福祉・介護分野への就職を目指す方を学費の面からサポートすることを目的につくられた制度です。ぜひご利用ください。

### 1 貸与額

- (1) 学費月額 50,000円以内
- (2) 入学準備金 200,000円
- (3) 就職準備金 200,000円
- (4) 生活費加算 加算額は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び住居地に対応する区分の額を基本として加算（月額34,000円～38,000円程度）

2 貸与期間 平成27年4月から養成施設を卒業するまで（ただし、正規の修学年限）

3 貸与利子 無利子

4 返還免除 養成施設を卒業した日から1年以内に富山県内において介護福祉士・社会福祉士として業務に従事し、その期間が5年間に達した場合

\* 貸付対象者の条件など詳しくは下記までお問い合わせください。

### お問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県健康・福祉人材センター（TEL：076-432-6156）

### 組合管内の人口

全人口	81,071人
65歳以上人口	25,797人
要支援・要介護認定者数	4,546人

（平成27年2月末現在）

### 位置図

